埼玉県地域子育で応援タウン

サービスを提供できるよう、全市町 村を地域子育て応援タウンと認定し において、住民に適切な子育て支援 埼玉県では、県内の全ての市町村

て支援のお手伝いを行っています。 応援タウンとして認定を受け、子育 毛呂山町においても、地域子育て

【認定要件】

②地域子育て支援センターなど、地 ⑴子育てに関する総合支援窓口を設 ていること むね中学校区に1か所程度設置し 域における子育て支援拠点をおお 置していること(子ども課)

子育て支援室(東公民館内)

③市町村子育て支援ネットワークを 毛呂山みどり保育園子育て支援セ 設置していること(子ども課) ンター(毛呂山みどり保育園)

パパ・ママ応援ショップ

子育て中の家庭を応援するためパ 毛呂山町では埼玉県と共同して、

> パ・ママ応援ショップ事業を実施し ています。

けられます。 ポイントの優遇などのサービスが受 提示することにより、商品の割引や 埼玉県内外の協賛店で、カードを

(配布対象)

・中学生までのお子さんのいる家庭

・妊娠中の人がいる家庭

【優待カードの配布】

年生までのお子さんのいる家庭)で ンター(母子健康手帳交付時)で配 ださい。子ども課窓口および保健セ 布しています。 口で配布していますので申請してく まだカードをお持ちでない人は、窓 対象世帯(妊娠中の人から中学3

発行の手続きを行ってください。 優待カードを紛失した場合は、再

赤ちゃんの駅

赤ちゃんの駅」と 誰でも自由にお

制度の6県連携 パパ・ママ応援ショップ優待

馬県 援ショップ優待制度の6県連携(埼 平成24年4月から、パパ・ママ応 新潟県)が始まりました。 福島県、 茨城県、栃木県、

> えるスペースの愛称 むつ替えや授乳が行

外出中に「おむつ

ことができます。利用を希望する人 申し込みください。 の協賛店舗で優待サービスを受ける 待カードを利用して、それぞれの県 課で行っています。ホームページで 玉県に申請し、交付を受けてくださ 必要書類をご確認のうえ、郵送でお い。受付は、埼玉県福祉部少子政策 は、優待を受けたい県のカードを埼 本県にお住まいの人も、各県の優

申·問 埼玉県福祉部少子政策課企 -renkei.html pref.saitama.lg.jp/page/taken ∾o—∾∾५०′ ■http://www 区高砂3-15-1 ☎048-8 330-9301さいたま市浦和 画・子育てムーブメント担当(〒

赤ちゃんの駅実施公共施設一覧					
施設名	設置場所	設備			
毛呂山町役場	子ども課、1階多目的トイレ	ベビーベッド、おむつ交換台			
子育て支援室 (東公民館内)	子育て支援室(東公民館保育室)	ベビーベッド、希望者は授乳も可			
中央公民館	1階多目的トイレ	おむつ交換台			
東公民館	多目的トイレ、女子トイレ	おむつ交換台			
図書館	1階多目的トイレ	おむつ交換台、希望者は授乳も可			
総合公園体育館	1階女子更衣室	ヘーベット			
保健センター	1階多目的トイレ、機能訓練室、 検診室、応接室	おむつ交換台、ベビーチェア、ヘビーベッド、希望者は授乳も可			
	1階多目的トイレ、ホール多目	おむつ交換台			
(福祉会館)	的トイレ				

を「赤ちゃんの駅」に指定しています。 替え」や「授乳」などで立ち寄るこ とができるように、町内の公共施設

【利用対象者】

おむつ替えの必要がある人 乳児連れの保護者で、授乳または

Ī
設備
ッド、おむつ交換台
ッド、希望者は授乳も可
換台
換台
換台、希望者は授乳も可
ツト
換台、ベビーチェア、ベ ド、希望者は授乳も可
換台

役場子ども課子育て支援係☎内

◆児童手当について◆

児童手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援するという趣旨のもとに支給されま す。

【受給資格者(手当を受ける人)について】

- ・毛呂山町に住所があり、日本国内に居住している中学校修了前までの子どもを養育している父または母で、 主に生計を維持している人(ふだんの収入が多い人)など。
- ・受給資格者は、同居を優先とする。
- ・児童養護施設などに入所している児童については、施設の設置者などに支給する。 ※外国人登録をしている人で、短期滞在、在留資格がない人は対象外となります。

【支給対象児童】

・中学校修了前(15歳到達後最初の年度末)まで

【所得制限】

・所得制限あり(平成24年6月分より)

【支給額】 **所得制限限度額未満の人**

0歳~3歳未満	一律	15,000 円
2 告。 小学校校 2 前	第1・2子	10,000 円
3歳~小学校修了前	第3子	15,000 円
中学生	一律	10,000 円

所得制限限度額以上の人

○歳~中学生修了前 一律 5.000円

【申請手続き】

新たにお子さんが生まれた人、毛呂山町に転入された人は、出生、転入の届出後、速やかに申請してください。 ※申請に必要なもの

認印、受給資格者名義の銀行口座、受給資格者の健康保険証

(受給資格者の状況により、関係書類を提出していただく場合があります)

【現況届の提出】

受給資格などの確認のため、毎年6月に現況届を提出していただきます。提出がない場合は、6月以降の児 童手当を一時保留とさせていただきますのでご注意ください。

◆児童関係の手当などの手続きについて◆

AND TRANSPORTED A CONTRACTOR OF A CONTRACTOR O				
事業名	対象者	支給額	支給申請	
児童 扶養手当	18歳到達後、最初の3月31日までの間にある児童を養育している家庭(ひとり親家庭など)で公的年金を受給していない人に支給されます。【所得制限あり】	2人/1人の場合の月額に、月額5,000円を加算	受給資格が生じた場合、 認定請求書を提出し、 認定を受けてください。 認定を受けない場合は、 手当は受けられません。	
特別児童	精神または心身に障害のある20歳未満の児童を養育している人に支給されます。 【所得制限あり】	1級(重度)/ 月額(1人につき)50,400円 2級(中度)/ 月額(1人につき)33,570円	【手当の支給は認定請求 をした日の翌月からと なります。】	
こども医療費支給	15歳到達後、最初の3月31日までの間にある児童が保険診療で病院などにかかった場合に支給されます。		受給資格が生じた場合、 受給資格の登録申請を してください。登録が	
ひとり親 家庭等医 療費支給	の間にある児童および児童を養育している人が、保険診療で病院などにかかった場合に支給されます。 【所得制限あり】	医療費の自己負担額の一部が支給されます。	ない場合は医療費の請求はできません。 【受給資格は登録申請を した日から有効となり ます。】	

※ 児童扶養手当、特別児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費を受給している人は、現況届の提出が必要です。現況届は 毎年の所得状況や養育状況などを確認するためのものですので、町から現況届が送付されましたら必要事項を記入のう え、必ず提出してください【現況届の提出がない場合は、手当などの支給が受けられません】。

その他支援の手続きについて◀

事業名	内 容	貸付金の種類	問合せ先			
母子および 寡婦福祉資 金貸付制度	子さんの福祉増進のために、必要	学資金/技能習得資金/修業資金/ /就職支度資金/医療介護資金/ 生活資金/住宅資金/転宅資金/	資金内容・貸付限度額・利率・償還期間などのくわしい内容は、役場子ども課または埼玉県西部福祉事務所☎(283)6780にお問い合わせください。			
事業名	内	容	問合せ先			
短期入所 生活援助事業	理由により家庭において児童を養	護を行い、児童およびその家庭の	☎(295)2112 内線 113、114			

間 役場子ども課児童係☎(295)2112 内線113、114